

# 中国における「全国統一市場」の構築と外資系企業へのインパクト

鷲尾 紀吉

## アブストラクト：

2022年3月、中国で「全国統一市場の構築加速に関する意見」が採択された。今回の意見は、全国統一市場構築に焦点を当てて策定されたものであり、双循環新発展格局の確立、国内大循環の建設のためには、全国統一市場の構築が重要な任務であるとする。

今回の意見における全国統一市場の構築については、その意義を認めるものの、土地と国有企業を中心とする公有制を堅持し続ける限り困難を伴う、あるいは行政独占、地方保護と地域間障壁の打破、さらには同一産業における平等の保持などの点において課題が指摘されている。

今回の意見採択に伴って、公正競争の確保のために改正独占禁止法の施行による競争政策の変更、中国市場参入のための市場ネガティブリストの削減、不正競争行為の強化などの措置がとられており、このような全国統一市場を構築するための措置は外資系企業に対する大きなインパクトとなる。

**キーワード：**全国統一市場、市場改革、公正競争、行政独占、市場参入

## はじめに

中国の市場化改革、統一市場形成の取組みは、1978年12月に打ち出された「改革・開放」政策の採択が大きなエポックとなったといえるだろう。

その後、1992年10月、社会主義市場経済システムの構築、2013年11月には、市場改革の全面的深化についての取り組みを強化することが決定され、近代的市場体系の整備と全国統一市場の建設を加速することとなった。

さらに、2021年3月には、国家の経済社会開発の基本方針を明確にした「第14次5カ年計画と2035年展望目標要綱」が採択され、双循環新発展格局の確立のためには国内大循環と全国統一市場の構築が重要であると提示した。

このような段階を経て、2022年3月、「全国統一市場の構築加速に関する意見」が採択された。これまでも、中国政府は統一市場の形成に取り組んできたが、今回の意見は、全国統一市場の構築に焦点を当てて策定されたもので、双循環新発展格局の確立、国内大循環の建設のためには、全国統一市場の構築が重要な任務であることを表明したといえる。

本稿では、本意見の概要と特徴を述べ、その構図を明らかにするとともに、全国統一市場構築に関する経済学者の論評を取り上げ、若干のコメントを行い、最後に外資系企業に対するインパクトを考察する。

## 1 市場化改革と全国統一市場構築の取組み

### 1.1 市場化改革と社会主義市場経済体制の構築

中国における市場化改革のエポックは、歴史的にみると、1978年12月に北京で開催された党第11期中央委員会第3回全体会議における「改革・開放」政策の採択であろう。邓小平（Deng Xiaoping）をはじめとする中央指導グループは、経済建設を中心とし、「硬直化・半硬直化」から「全面改革」へ、「閉鎖・半閉鎖」から「対外開放」へと国家政策を打ち出した。これは、1949年の建国以来における歴史的転換といえるだろう。

このような経済政策・市場開放政策の転換により、1979年7月、深圳、珠海、汕頭、廈門に「特区」（1980年5月、「経済特区」という正式名称になる）を試験的に設置することを決定し、経済特区は改革と開放を推し進め、対外経済交流の拡大に重要な役割を果たした。

1992年10月、北京で開催された第14期党大会では、1978年の改革・開

放政策導入後、中国の経済体制の改革の目標が「社会主義市場経済体制」の構築であると提起した。これを受けて、1993年11月に開催された党第14期中央委員会第3回全体会議では、「社会主義市場経済体制の構築における若干の問題に関する中共中央の決定」が採択された。社会主義市場経済体制の構築とは、国家によるマクロ調整の下で、資源配分における基礎的役割を市場に発揮させることである。国有企業の経営メカニズムの転換をさらに進め、市場経済の要求に適応し、明確な所有権、はっきりした権利と責任、政府の行政命令と企業経営を切り離し、科学的管理による現代化企業制度を確立することであると示した<sup>1</sup>。この社会主義市場経済の理念、考え方は今日においても引き継がれている。

2003年10月、北京で開催された党第16期中央委員会第3回全体会議は、「社会主義市場経済体制の改善に関する若干の問題に関する中国共産党中央委員会の決定」を採択した。その中で、社会主義市場経済体制を改善する主な任務は、公有を主体とする基本的な経済システムを改善し、統一された、開かれた競争的で秩序ある現代市場システムを構築することであると強調した。また、市場改革については、全国統一市場の構築を加速し、市場の対内・対外開放を大いに推進し、資本市場およびその他の要素市場を強力に発展させ、全国の商品とさまざまな要素の自由な流動と完全な競争を促進することが必要であると述べる<sup>2</sup>。

全国統一市場という言葉は、1999年3月に提出された国務院「西部大開発の一層の推進に関する若干の意見」において、西部大開発戦略の推進には、全国統一市場の形成が一つの意見として既に提起されていたが、2003年10月の決定は、中国の社会主義市場経済システムの改善のために、全国統一市場の構築の加速が必要であると、より大局的な観点から全国統一市場の構築を取り上げていることが注目される。

## 1.2 全国統一市場の構築への取組みの加速

上述したように、社会主義市場経済システムの改善の下で、全国統一市場の構築の方向性が提起・採択されてきたが、全国統一市場について具体的な取組みの措置が示されたのが2013年11月12日、党第18期中央委員会

第3回全体会議において採択された「改革の全面的深化に関する若干の重要問題に関する中共中央の決定」である<sup>3</sup>。

本「決定」は膨大な内容となっているが、「三、近代的市場体系の整備の加速」の中で、統一的で開放的な秩序ある競争市場体系を建設することは、市場に資源配置における決定的役割を果たさせるための基礎であり、企業の自主経営、公平な競争、消費者の自由選択、自主的な消費、商品と生産要素の自由な流動、平等交換の近代的市場体系の形成を加速し、市場障壁の除去に力を入れ、資源配置の効率性と公平性を高めなければならないとして、以下に示す事項を掲げて、近代的な市場体系の整備と全国统一市場の構築を加速すべきとしている（一部抜粋）。

#### (1) 公平、開放、透明な市場ルールの確立

統一的な市場参入制度を実行し、ネガティブリストの制定に基づいて、各種類の市場主体が法律に従ってネガティブリスト以外の領域に平等に参入できるようにする。市場の監督管理体系を改革し、統一的な市場監督管理を実行し、全国统一市場と公正競争を妨げる各種規定とやり方を整理、排除し、優遇政策を実行する各種違法行為を厳しく禁止して処罰し、地方保護、独占および不正競争に反対する。

#### (2) 市場を主とした価格決定メカニズムの整備

市場で価格形成できるものは、すべて市場にまかせ、政府は不当な干渉を行わない。政府の価格決定範囲は、主に重要な公共事業、公益サービス、ネットワーク型自然独占分野に限定し、透明性を高め、社会の監督を受け入れる。農産品の価格形成メカニズムを整備し、市場による価格形成機能を発揮することに力を入れる。

#### (3) 都市と農村の統一的な建設用地市場の確立

計画と用途制限に適合することを前提に、農村の集団経営的建設用地の譲渡、賃貸、出資を認め、国有地と同じように市場に上場し、権利が同じならば価格も同じとすることを実行する。土地収用範囲を縮小し、土地収用手続きを規範化し、被収用農民に対する合理的、規範的、多元的な保障メカニズムを完備する。国、集団、および個人をとともに配慮した土地の付加価値収益分配メカニズムを打ち立て、個人の収益を合理的に高める。土

地の賃貸、譲渡、抵当の二級市場を整備する。

その後、2021年3月、党第13期全国人民代表大会第4回会議において、「第14次5カ年計画と2035年展望目標要綱」が採択されたが、本要綱は将来の中国の国家運営の基本方針を明確にした点で、極めて重要な政策内容を有する<sup>4</sup>。

本要綱では、経済政策としては、国内循環を主体とし、国内・国際双循環相互促進の新たな発展パターンの構築を加速することとし、強大な国内市場を形成し、強力な国内市場に依拠し、国内大循環の円滑化や流通システムの支援機能の強化のためには、全国統一市場の構築を加速しなければならないと指摘し、本要綱においても、全国統一市場の構築の必要性を強調している。

## 2 「全国統一市場の構築加速に関する意見」の概要と特徴

### 2.1 「意見」の構成

2022年3月25日に策定された中共中央・国務院「全国統一市場の構築加速に関する意見」（「中共中央 国務院关于加快建设全国统一大市场的意见」）。以下「意見」というのは、中共中央・国務院の意見の中で、「全国統一市場」と表題で冠したのものとしては、この意見が初めてであろう。「意見」は、「全体的要求」から「組織の保障実施」まで8つの意見項目で構成されているが、大きくは、(1) 全体的な要求項目、(2) 具体的な取組項目、(3) 組織の保障実施項目の3つに分けることができる。これらを概説すると、以下のよう内容となる<sup>5</sup>。

### 2.2 全体的な要求項目

この意見項目は、さらに指導思想、作業の原則、および主要な目標に分かれる。

#### (1) 指導思想

指導思想は、新発展格局の構築を加速し、改革・開放を全面的に深化し、全国統一の市場システムとルールの確立を加速し、地域保護と市場分割を

打破し、経済循環を制約する重要な閉塞個所（堵点）を打ち通すものとする。

商品要素資源のより広い範囲での円滑な流動を促進し、効率的な基準、公平な競争、および十分な開放された全国统一市場の構築を加速し、我が国市場を大規模な市場から強い市場への転換（由大到強转变）に全面的に推進し、高規範の市場システム体系の構築と高水準の社会主義市場経済体制の構築のために、強力な支援を提供する。

## (2) 作業の原則

全国统一市場構築のための作業として、以下のような原則を掲げている。

- ①高品質の供給によって需要を創造・誘導し、生産・分配・流通・消費という各環節を円滑化し、経済循環を開通する。
- ②段階的目標要件を明確にし、統一市場と公正な競争を妨げる各種規定・処理方法を排除、整理し、システムを改善する。
- ③資源配分における市場の決定的役割を十分に発揮し、政府の役割もより良く発揮し、競争政策の基盤を強化し、政府機能の変革を加速する。
- ④政策の統一性、規則の一致性、および執行の協同性を絶えず高め、政府の監督管理の有効性を高める。

## (3) 主要な目標

主要な目的として、「意見」では、以下の5つの点を掲げている。

- ①国内市場の効率の高い円滑化と規模拡大を継続的に推進する。市場が競争を促進し、円滑かつ高効率な国内循環を形成し、市場規模を拡大し、強力な国内市場の持続的な発展・育成に努める。
- ②安定、公平かつ透明で予測可能なビジネス環境の建造を加速する。市場主体のニーズを指向し、市場化、法治化、国際化のビジネス環境の構築を加速する。
- ③市場取引コストをより一層低減する。独占禁止法違反防止の執行司法を強化、改善し、各種生産要素の市場化と商品・サービス流通を妨げている制度的メカニズム障壁を打破し、制度的な取引コストを低減する。
- ④科学技術の革新と産業の格上げを促進する。超大規模市場は豊富なアプリケーション場面を持ち、革新収益を拡大する優位を発揮し、市場需要

を通じて、革新的な資源の有効配置を導き、革新要素の秩序ある流動と合理的配分を促進し、自主革新成果の市場化を促進する体制メカニズムを整備する。

- ⑤国際競争協力に参加する新たな優位を育成する。国内循環と統一市場を支え、グローバルな要素と市場資源を有効に利用し、国内市場と国際市場の更なる連携を行う。

## 2.3 具体的な取組項目

### (1) 市場基盤システムのルール統一の強化

これには、①統一的な財産権保護制度の整備、②統一的な市場参入制度の実行、③統一的な公正競争制度の維持、④統一的な社会信用制度の完備が含まれる。上記のうち、経済面で特に注目される項目は、統一的な市場参入制度の実行及び統一的な公正競争制度の維持であろう。

統一的な市場参入制度の実行においては、「全国一つのリスト」（全国一張清單）管理方式を厳格に実施し、各地域の部門が市場参入の性質をもつ「マイナスのリスト」（负面清單）を独自に発行し、市場参入における「マイナスのリスト」制度の統一性、厳肅性、権威性を維持することを厳禁するとしている。市場参入効果評価指数を研究、改善し、市場参入効果評価を着実に展開する。

また、法に従って、市場主体の登記・登録作業を行い、全国統一の登記・登録データの基準と企業名の自主申告業界用語辞典を確立し、事業範囲登記の統一表現を徐々に実現する。さらに、全国共通の資格リストを制定し、評価手順と管理方法を統一的に標準化し、全国的に相通じる相互認識と相互運用の有効性を高めるとしている。

統一的な公正競争制度の維持については、あらゆる市場主体を平等に見るとともに、平等に扱うことを堅持するとしている。公正な競争制度の枠組みと政策実施メカニズムを整備し、公正な競争政策と産業政策の協調保障メカニズムを確立し、産業政策の実施方式を最適化し、完備する。

また、独占禁止法規則体系を整備し、独占禁止法、不正競争法の改正を行い、公正競争審査制度を完備し、重点領域と業界審査規則を研究して、

審査メカニズムを改善し、審査基準の統一を図り、審査手続きを標準化し、審査効果の向上を加速して進めることとする。

この他の市場基盤システムについては、統一的な財産権保護制度では、法に従って、さまざまな所有制経済財産権を平等に保護する制度体系を整備するとし、企業財産権および企業家財産の安全を保護する。統一的な社会信用制度は、全国の公的信用情報の基本目録を表出し、信用情報基準を完備し、公的信用情報と金融情報の共有と統合メカニズムを構築し、すべての信用主体、すべての信用情報カテゴリー、全国のすべての地域をカバーする信用情報ネットワークを形成するとしている。

## (2) 市場施設の高水準な連結の推進

これには、①現代流通ネットワークの構築、②市場情報の相互作用チャネルの改善、③取引プラットフォームの最適化とグレードアップの促進がある。

現代流通ネットワークの構築とは、商業・貿易流通の基盤施設レイアウトを最適化し、デジタル構築を加速し、オンラインとオフラインの融合開発を推進し、より多くの商業・貿易流通の新しいプラットフォームの新業態、新モデルを形成するというものである。物流についても、国家物流の中枢ネットワークの構築を推進し、マルチモーダル輸送を全力で発展させ、標準化されたパレットプレート輸送モードを普及し、さらにはサードパーティーロジスティクスの開発を進めることとしている。

また、取引情報の相互作用チャネルについては、財産権取引の情報公開メカニズムを統一し、全国的な財産権取引市場の接続を実現することとする。業界の広告公示等の重要情報公開チャネルの最適化を図り、各領域市場の公共情報の相互共有を推進する。市場主体の情報公開を最適化し、市場主体の情報の相互作用接続を促進する。

さらに、取引プラットフォームについては、公共資源取引プラットフォームの統合と共有を深化させ、各種の公共資源取引を統一プラットフォーム体系に組み入れるための基準と方式を明確にして検討する。取引プラットフォームは金融機関、仲介業者と協力して、法に従って財産権の定義、価格評価、保証、保険等の業務の統合的サービス体系を含んで開発する。



### (3) 統一された要素市場と資源市場の構築

統一された要素として、①都市と農村の統一的な土地と労働力市場の改善があり、資源市場には、①統一された資本市場の発展の加速、②統一された技術・データ市場の育成の加速、③全国的に統一されたエネルギー市場の建設、④全国的に統一された生態環境市場の開発育成が含まれる。

統一された要素市場とは、都市と農村の統一的な土地と労働力市場を改善するというものである。都市と農村の建設用地の増減に連動した貯蓄指標を完成し、耕地の地域間取引メカニズムを補完する。労働力市場については、統一的、規範的な人的資源市場体系を改善し、労働力、人材の地域間の円滑な移動を促進する。

資源市場には、前述したように資本市場、技術・データ市場、エネルギー市場、生態環境市場の4つの市場が掲げられている。

統一された資本市場の発展については、動産と権利保証登記を統一し、法に従って動産融資を開発し、重要な金融インフラストラクチャーの構築の強化と監督管理を配置するとともに、監督管理の基準を統一し、アクセス管理を改善する。株式市場については、運行安全基準とリスク管理能力が比較的強い地域株式市場を選択し、システムと業務革新の試行を展開し、地域株式市場と全国証券市場のセクター間の協力連携を強化する。

債券市場については、債券市場の基盤施設の相互接続を促進し、債券市場の要素の自由な流通を実現する。さらに、サプライチェーン金融を開発し、それぞれの流通リンクの経営主体に直接金融商品を開発する。

この他の資源市場については、技術・データ市場では、全国的な技術取引市場を構築し、知的財産権評価と取引メカニズムを改善し、いたるところの技術取引市場の相互接続を推進する。データセキュリティ、権利保護、国境を越えた伝達管理、取引のフロー、オープンシェアリング、セキュリティ認証等の基本システムと標準仕様を確立、改善する。エネルギー市場は、エネルギーの安全供給を効果的に保証する前提の下で、カーボンピーク炭素の中和目標の任務の実現を結合して、全国エネルギー市場の建設を秩序立てて推進する。また、生態環境市場では、全国統一的な炭素排出権、水利用権に係る取引市場を建設し、規範的な業界標準と取引の監督管理メ

カニズムを統一的に実行する。

#### (4) 商品・サービス市場の高水準での統一の推進

これには、①商品品質体系の改善、②基準と計量システムの整備、③消費サービス品質の全面的向上が含まれるが、商品・サービス市場における品質の改善・向上や基準の整備などは、全国統一市場の構築に重要な要素である。

商品品質体系の改善では、品質等級制度の改善を行い、品質管理体系をアップグレードする行動を広く展開し、すべてのサプライチェーン、すべての産業チェーン、製品ライフサイクル全体の管理を強化するとしている。品質認証制度の改革を深化させ、社会勢力が検査・検測業務を行うことを支持し、計量地域センターや国家製品品質検査・検測センターの建設の推進を探索し、検査結果の業界間・地域間の相互認識を促進する。

基準と計量システムの整備においては、政府公布基準と市場自主制定基準の構造を最適化し、国家基準と業界基準を統一し、合理化を進める。我が国の標準化作業に国内外の企業の公正な参加を促進し、基準の制定・改訂の透明度と開放度を高める。

消費サービスの品質の全面的向上は、商品・サービス市場における高水準の統一の推進のためには、重要な要素であるが、これについては、消費環境を改善し、消費者の権利と利益の保護を強化するとしている。リコール制度を整備し、厳格な実施を加速し、地域間の運営市場主体が消費者のために統一的で便利なアフターサービスを提供することを促進し、商品の異なる地域、異なる店舗での取り換え、返品チャネルを一層開放し、消費者のアフター市場での体験を向上させる。さらに、消費者の苦情報告チャネルを開放し、消費紛争解決プロセスとフィードバックシステムを最適化し、消費者の権利と利益保護担当部門間の接続・連携システムの推進を探索する。

#### (5) 市場監督管理（监管）の公正性と統一の促進

これは、全国統一市場の構築における監督管理の側面から提言されているもので、①統一市場の監督管理規則の整備、②統一市場の監督管理と執行の強化、③市場監督管理能力の全面的引上げがある。

統一市場の監督管理規則の整備では、市場監督管理の行政立法作業を強化し、市場監督管理手続きを完備し、市場監督基準化と規範化の構築を強化し、法に従って監督管理基準と規則を公開し、市場監督管理制度と政策の安定性と予測可能性を高める。食品や医薬品の安全等に直接関係する大衆の健康と生命 safety の重点領域については、もっとも厳謹な基準、もっとも厳格な監督、もっとも厳しい処罰、そしてもっとも厳粛な問責を実施する。重要な工業製品については、リスク監視と抜き取り検査による監督を強化し、企業が品質安全上の主体責任を果たすよう促す。

統一市場の監督管理と執行の強化については、統一市場の総合的な法執行能力の維持を推進し、知的財産権の保護、独占禁止法、不正競争防止法の執行能力を強化する。独占禁止法や不正競争防止法については、他の項目においても言及されており、全国統一市場の構築における重要な要素、キーワードとなっていることがうかがえる。

市場監督管理能力の全面的引上げでは、政治の簡素化と権力の分化を深め、サービス改革を最適化し、信用管理監督、インターネット監督管理、部門間の協同監督管理等の方式を改善し、各種の監督管理を接続し、連携を強化する。

#### (6) 不当な市場競争と市場介介入行為の更なる規範化

これには、①独占禁止法の強化、②不正競争行為の調査と処罰、③地方保護と地域間障壁の打破、④平等な参入と退出を妨げる規定とやり方の廃止と整理、⑤入札・調達分野における統一市場構築の規定と手順の違反の持続的な整理が含まれる。前述した全国統一市場構築の主要目標に照らし合わせると、これらの項目は極めて重要な要素であると考えられる。

独占禁止法の強化では、独占禁止行為認定の法律規定を完備し、事業者の集中分類にかかわる独占禁止審査制度を整備する。プラットフォーム企業のデータ独占等の問題を打破し、データ利用、アルゴリズム、技術手段等の方式を利用して競争を排除、制限することを防止する。また自然独占産業についても、その改革を着実に推進し、電力網、石油・ガスパイプライン等のネットワーク型自然独占リンクの監督管理を強化する。

不正競争行為の調査と処罰に関しては、市場主体と消費者に対して、公

正な監督管理により公平な競争を保障し、主要業種と領域に強く反映させ、チェーン全体の競争監督管理と執行を強化する。部門間・行政区域間の不正競争防止法執行の情報共有、協力連携メカニズムを整備し、法執行上の統一性、権威性、協調性を高める。

また、地方保護と地域間障壁の打破については、全国統一市場構築の主要目標の一つとなっているが、これについては、各地域の比較優位、資源環境荷重能力、産業基盤、防災回避能力等の要素を総合的に指導し、低レベルの重複建設と過度な同質競争を厳しく戒め、「小さくて完全（小而全）な」自己循環を行わず、「内循環」の名の下に地域封鎖を行うことはできない。

平等な参入と退出を妨げる規定の仕方の廃止と整理については、法律や規則が明確に規定している場合を除き、企業は必ずある特定の場所で登記・登録しなければならない、企業が地域を越えて事業を行い、または移転する際の障壁は設けてはならない。商品・サービスや要素資源の自由な流動を制限することにより、不合理で差別的なアクセスや退出条件を設けてはならない。

また、入札・調達分野における統一市場構築の規定に違反する規定の整理については、入札および政府調達制度の規定を制定するには、国家の関連規定に厳密に照らし、公正な競争審査と合法性審査を行わなければならないとする。

## 2.4 組織の実施保障

すべての地域部門は、新発展格局を構築するために、全国統一市場構築の重要な意義を十分に認識し、党中央委員会の意思決定と展開に思考と行動を適切に統合する。全国統一市場建設基準ガイドラインを研究・探索し、全国統一市場構築の実施を積極的に推進し、顕著な成果をあげた地域は、国の関連規定に従って報われることが約束される。地域協力を優先し、地域協力メカニズムを確立する。そして各地域の各部門の責任分担に基づき、各部門が全国統一市場の構築を妨げる規定や実情の有無について自己点検し、整理する。また、重要事項については、すみやかに党中央委員、

国務院に対し報告を求める。

### 3 「意見」の構造と全国統一市場の構築にかかわる論評

#### 3.1 「意見」の構図と位置づけ

上述した全国統一市場構築に関する「意見」については、2つの観点からとらえることができる。一つは、「意見」の意図する原則、目標、政策に関するものであり、今一つは、より広い観点からの「双循環新発展格局」、さらには中国経済強国の構築との係わりである。

まず、第1の視点からみると、前述したように、今回の「意見」で提示された全国統一市場の構築については、大きく3つの視点からとらえられる。1つ目は、全国統一市場を形成するためのルールの構築、市場システムの確立であり、2つ目は、全国統一市場の構築を妨げる不当な各種障害を除去し、規制を強化するものであり、そして3つ目は、これらが確実に実施されるよう組織や組織体系を保障するというものである。

中国政府では、「意見」で提示した全国統一市場の建設加速は、「構築」と「打破」の同時進行であると述べている<sup>6</sup>。

「構築」とは、前述した全国統一市場の構築における第1の視点にかかわるものであり、全国統一市場を形成、構築し、確立することである。具体的には、①市場基盤システムのルール統一の強化、②市場施設の高基準な連結の推進、③統一された要素市場と資源市場の構築、④商品・サービス市場の高水準での統一の推進、⑤市場監督管理（監管）の公正性と統一の促進という「5つの統一」の推進である。

「打破」とは、前述した第2の視点であり、不当な市場競争と市場介入行為の更なる規範化を進めるものである。具体的には、前述したように、①独占禁止法の強化、②不正競争行為に対する処罰、③地方保護と地域間障壁の打破、④平等な参入と退出を妨げる規定等の撤廃、⑤入札・調達分野での違反規定等の整理を掲げている。

このような「意見」における「構築」と「打破」の同時進行が確実に実行されるよう組織や組織体系を保障するというのが、全国統一市場の構築

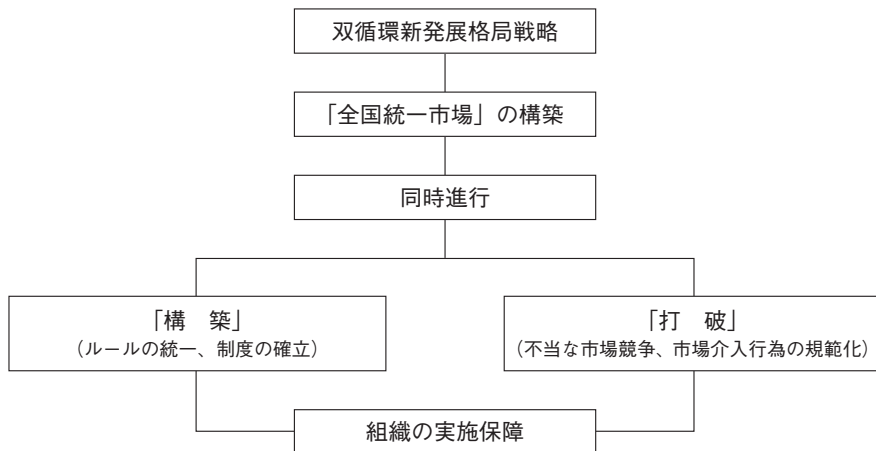


図3-1 「全国統一市場」の構築の構図

にかかわる第3の視点であるといえよう。

以上のように、今回の「意見」それ自体の構造については上記のようにとらえることができるが、より広い観点からみると、「意見」で提示された全国統一市場の構築は現在中国が進めている「双循環新發展格局」戦略の重要な一環であり、特に国内循環の促進の加速を図るものと評価している。つまり、全国統一市場の構築は双循環新發展格局を一層促進し、もって中国経済の強固な基盤が形成されるという構図が描かれると考えられる。

### 3.2 全国統一市場の構築に関するいくつかの論評

前述したように、「全国統一市場の構築」を「構築」と「打破」に分け、全国統一市場の建設加速は「構築」と「打破」の同時進行であるととらえている。そこで、「構築」と「打破」に分けて、いくつかの論評を取り上げることにする。

まず、「構築」の中で掲げられている「統一された要素市場と資源市場の構築」を取り上げると、要素市場の構築については、従来から問題視さ

れていた。関（2023）は、中国における生産要素の市場化改革の点から生産要素の市場化問題を論じ、財とサービスは市場化改革が進み、価格の97%以上が市場によって決定されるようになったが、それに比べ生産要素の市場化の度合いは依然として低いという。

すなわち、中国においては生産要素の移動は多くの制限を受けており、土地、労働力、資本といった伝統的な生産要素市場においては、所有制の間、都市部と農村部の間、地域の間、産業の間の壁が要素移動の妨げになっていると指摘する。その中には、民営企業への制度上の差別、都市部と農村部の二重構造をもたらしている戸籍制度、地方保護主義、および産業への参入規制などが含まれているという。

上記の点については、「意見」では、都市と農村の統一的な土地と労働力市場を改善し、都市と農村の建設用地の増減に連動した貯蓄指標を完成し、耕地の地域間取引メカニズムを補完する。労働力市場については、統一的、規範的な人的資源市場体系を改善し、労働力、人材の地域間の円滑な移動を促進する。また、資本市場については、統一された資本市場の発展を加速化すると具体的な方向を示している。

しかし、中国において生産要素の市場化改革が実現されたとしても、生産要素の移動を妨げる計画経済の負の遺産は完全に除去されずに残ってしまう可能性があるという。例えば、戸籍制度が一部緩和されても、農村出身者にとって、大都市（北京や上海など）への移住は困難だろうし、また農村部の土地（使用権）は、都市部の土地（使用権）と同じように、自由に売買することはできない。

さらに、市場参入ネガティブリスト制度が厳格に実施されたとしても、多くの産業において、非国有企業が依然として排除されたままである。これらの二重構造が残される以上、市場における生産要素の最適な配分の実現は難しい。市場における公平な競争は、資源の最適な配分の前提条件である。しかし、中国が土地と国有企業を中心とする公有制を堅持し続ける限り、その実現は難しいものとなると述べる（同上、pp.21-22）。

中国における公有制は、まさに中国の核心的国家基盤であり、現在の国家体制の下ではこれを排除することは全く考えられない。従って、公有制

を堅持したままで、どのように要素市場の市場化を進めるか、また統一された要素市場をどのように構築するか、「意見」では一定の方向性を示しているが、その効果をしっかりと見極める必要があるであろう。

次に、「打破」においては、不当な市場競争と市場介入行為の更なる規範化を掲げているが、余（2023）は、中国において全国统一市場を構築するに当たっての最大の障害は行政独占であると述べる。

すなわち、行政主体は行政行為の濫用によって競争を排除および制限し、その結果、市場メカニズムが十分に発揮することができず、それによって経済循環の制約を導いている。行政独占を打破することは、全国统一大市場を構築するための前提であり、全国统一大市場の構築は行政独占を打破する目標である。そこで、行政独占を打破し、全国统一大市場の効果を促進するため、行政独占の規制範囲を拡大し、行政独占責任の実施を強化し、競争審査システムの改善が必要であるとして、行政独占を打破するための規制措置を提示する。

行政による独占、政府による市場介入については従来から問題視されてきており、独占禁止法（反壟断法）が全国统一市場の構築に関する「意見」の提示と時を同じくして2022年に大改正が行われ、行政権の濫用の規制を強化したところであり、この問題解決は全国统一市場の構築に欠かせない絶対的条件といえるだろう<sup>7</sup>。

地方保護と地域間障壁の打破も従来から指摘され、今回の「意見」でも全国统一市場構築の主要目標となっている。王・張（2023）は、地方政府の経済行動が市場分割から市場統一の促進へと転換を図るためには、中央政府と地方政府の相互作用の改善を強化し、水平的な政府間連携を最適化する必要があるとし、その中でトップレベルの設計は、政策実施の統一性を引き上げ、地方政府間の無秩序な競争を減らし、国内大市場を構築するための長期的なインセンティブを形成するための条件を作り出す一方で、同時に地方政府間の協調と協力のための体制メカニズムの段取りは、より合理的で実行可能であるべきであると述べる。

また、刘（2022）は、「同一産業」における平等について論述し、同一産業における平等は、現代の市場競争における企業間の公正な競争の基礎



であるだけでなく、全国統一市場の構築を促進するための出発点としても使用することができる。これに基づいて、市場競争における企業の公正と正義を促進し、企業の類型、特に所有制の性質に従って、産業マネジメントの多くの不都合を排除することができる」と述べる。

全国統一市場の構築は、所有、規模、従属、地域などの基準に従って企業を分類および管理するという伝統的な慣行を破り、企業間の競争環境と条件を平準化する必要がある。平等は市場ルールの統一の基礎であるだけでなく、統一市場の構築の前提であるとして、現代の産業組織の運営原理とその競争政策に従って、同一産業による基本的な政策提案を提示する。

## 4 外資系企業へのインパクト

今回の「意見」は、中共中央・国務院という中国の最高機関によって提出されたものであり、中国における「全国統一市場」の構築に関する指導原理を決定づける「意見」であることから、内資、外資を問わず中国で事業展開を行う企業に対するインパクトは大きいものがあると考えられる。

中国政府は今回の「意見」が提出された後、実務レベルで、全国統一市場の構築に向けての具体的な措置を発表している。さらに、今回の「意見」が実効性を有するようにするため、法整備の動きもみられる。このような具体的な措置や法整備の取組みは外資系企業にとって大きくかわることであり、そのインパクトは大きい。ここでは外資系企業に与えるインパクトとして、以下の3点をあげる。

### 4.1 統一的な市場基盤の制度とルールの統一に係る公正競争制度の強化

中国では、前述したように、2021年3月に採択された「第14次5カ年計画と2035年展望目標要綱」においても、「全国統一市場」の構築が打ち出され、そこにおいても中国における統一された市場基盤の制度とルールの統一が盛り込まれている。

中国は、現在では世界最大級の大きな市場を抱えているが、国内における市場基盤の制度やルールが統一されておらず、これが経済循環を滞留さ

せている、あるいは詰まらせており、流通の円滑化の妨げとなっているなど、大きな市場を有しているにもかかわらず、規模の利益が発揮できず、強くないという問題点が指摘されていた。そこで、統一された市場基盤の制度とルールの統一に対処する一つの措置として、今回の「意見」では、統一的な公正競争制度を維持することを決定した。

公正競争制度は、中国市場において、中国企業と同じ土俵で事業を行う外資系企業にとっては、極めて重要なことである。中国に限らず、どの国においても程度の差はあるものの、外国に進出し、当該国で事業展開している外資系企業は進出国においてまったく同一の競争基盤が用意されているとは言い難い。今回、中国が国内市場において、国内企業、国外企業を問わず、およそ中国国内市場で事業を行う事業体に対して、全国的に統一された市場基盤の制度とルールの統一の下で、公正競争制度を維持することを、「第14次5カ年計画と2035年展望目標要綱」の採択に引き続き、今回の「意見」の中においても、表明し、決定した意義は大きい。

もちろん、今回の「意見」の提出により、直ちに中国市場の末端にいたるまで公正競争制度が浸透するとは言い難い。しかし、このような基本方針が示され、実務では、國務院において、統一された国内市場を構築するための全体的な作業計画と最近の措置の研究を行い、状況の確認・調査と点検を行った結果、大規模な国内統一市場の構築を促進する上で、実質的な進歩がみられたとしている<sup>8</sup>。

また、公正競争制度についても、2022年には改正独占禁止法が施行され、独占企業に対する規制の強化、あるいは今回の「意見」でも地方保護や地域間障壁の打破が強く主張されている。

中国では、このように、統一的な市場基盤の制度とルールの統一の強化に伴い、公正競争制度の維持のための競争法の改正、外資系企業と地元企業を差別的に扱うことになる地方保護主義の打破による公正競争の導入など、新たな動きがみられ、このような動きは外資系企業に対する大きなインパクトとなり、外資系企業としては、この動向を注視し、適切な対応が求められるといえる。

## 4.2 市場参入ネガティブリストの削減

「意見」では、統一的な市場参入の実行においては、「全国一つのリスト」に統一し、これを厳格に実行することとし、各地方政府、各部門の作成による独自の市場参入ネガティブリストの発表を厳禁するとしている。

中国政府は各産業への参入を容易にするため、2018年以降、市場参入ネガティブリスト制度を実施してきた。市場参入ネガティブリスト制度は、国際的に通用するルールであり、同リストは中国国内企業のみならず、外資系企業にも共通して適用され、同リストに記載されていない業種、分野、業務等については、中国国内企業と外資系企業とが法に基づき平等に参入することができるかとされている。ただし、外資系企業については、別途「外商投資参入特別管理措置（外資ネガティブリスト）」および「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（自貿区ネガティブリスト）」が実施されている（関、2023、pp.19-20）。

市場参入ネガティブリスト制度が国際的ルールで通用するといっても、外資系企業が中国市場に参入する場合、地方や部門によって参入ネガティブリストが異なるというのは、外資の経済活動において大きなマイナス要素となる。この点において、今回の「意見」で、市場参入ネガティブリストは全国一つのリストとし、地方・部門ごとの独自の市場参入ネガティブリストの発表を厳禁としたことは、外資系企業にとっては大きなインパクトであるといえる。

外資系企業からみれば、市場参入ネガティブリストの全国で統一された一つのリストの採用は、中国市場へのより容易な参入に資することとなるが、市場参入ネガティブリストそれ自体の削減も求められるところである。この点について、國務院（商務省）は中国市場において、外資導入を円滑に推進するための4つの重点措置を発表したと報じられている<sup>9</sup>。その内容は以下のとおりである。

- ①市場参入を引き続き拡大する。外資導入ネガティブリストの規制項目を合理的に削減し、外資参入制限をさらに撤廃、緩和する。
- ②投資促進に力を入れる。「中国投資年」の企業・資金誘致イベントを行い、各方面の資源を生かし、的を絞った企業・資金誘致を促進する。

- ③外資系企業向けサービスを強化する。重点投資プロジェクト特別担当チームを十分に活用し、協同保障メカニズムを整備するなどして、重点外資系企業、プロジェクト向けのサービスの効率と効果を高める。
- ④世界一流の外国企業向けの投資環境を構築する。「外商投資法」と関連実施条例を着実に実施するなどをを行い、外資系企業の平等な参入を保障する。

今回のブリーフィングは、最近における中国経済の成長鈍化傾向に対応し、外資依存政策の導入をさらに強化する意図であるという見方もみられるが、もともと中国の双循環新発展格局戦略は国内循環を主とするものの、国内循環と国外（国際）循環の相互促進を表明し、今回の「意見」もこのような国家政策を反映した外資の中国市場参入を目指している。

今回の國務院政策定例ブリーフィングでは、市場参入ネガティブリストにおける具体的な削減項目については言及されていないが、市場参入ネガティブリストの統一された全国一つのリストの採用、および市場参入ネガティブリストの削減方針という新たな動きは外資系企業にとって好ましい措置であり、こうした動向に対して適切な対応をする準備も必要であろう。

### 4.3 不正競争行為に対する規制の強化—「商標権」を例に

今回の「意見」では、不正競争行為の排除と処罰が盛り込まれている。不正競争行為には、知的財産権の侵害が含まれ、さらに商標権は知的財産権に含まれることから、知的財産権やそれに含まれる商標権の侵害は不正競争行為に該当する。知的財産権については、今回の「意見」においても知的財産権の保護が提示されているが、知的財産権の侵害などという不正競争行為をいかに規制するかは、現在、世界各国における重要な課題となっている。

これまで、中国では、外資系企業が有する知的財産権の侵害という不正競争行為に対する規制が十分ではないと一部に指摘されていた。ここでは、知的財産権の1つである商標権を例として取り上げると、商標権は知的財産権の重要な構成要素（権利）であり、中国においても商標法（商標法）が制定されており（1983年制定、2019年第4回改正）、商標権の侵害

という不正競争行為に対して規制を行っている。

中国では、近年、商標出願件数が急増している。世界知的所有権機関（WIPO）によると、2021年の中国での商標出願件数は約950万件にのぼり（2位の米国は約90万件）、世界全体の52%を占めた。また、2022年現在の商標出願件数は4,000万件を超えたという<sup>10</sup>。

中国政府は、上記のような状況も踏まえ、商標法の改正作業に着手し、2023年1月、中国国家知識産権局は「商標法改正草案」（意見募集稿）を公表した。改正内容は条文も拡充され、多岐にわたっているが、日本企業が注目すべき改正点は以下のように示されている（同上ビジネス短信）。

- ①同一の商品または役務での同一商標の重複登録を禁止する規定を追加する。
- ②悪意の商標出願に該当する具体的な状況を明確化する。
- ③悪意のある商標登録について、自分の名義下に移転することを請求可能にする。
- ④商標登録後5年ごとに使用状況の説明を必要とする規定を追加する。
- ⑤悪意による商標登録が他人に損失を与えた場合の民事賠償責任を明確化する。

改正商標法が施行されるまで数年かかる見通しである。

以上、商標法を例に不正競争行為の排除と規制の動きを説明したが、現時点でも中国政府においては商標権の保護を強化しつつある。例えば、業務用厨房機器メーカーである「ホシザキ」（愛知県豊明市）は1998年に中国に進出した。2020年に設立された中国企業「星崎冷熱科技（南通）有限公司」は日本の「ホシザキ」と無関係な会社であるが、「ホシザキ」と酷似した企業名やマークを使って製氷機を販売していた。江蘇省南通市海門区市場监督管理局は、ホシザキの訴えに応じ、中国企業の行為は中国の商標法および反不正競争法に違反したとして、約11万5千元（日本円約230万円）の罰金を科したことが報じられている<sup>11</sup>。

このように、中国政府による不正競争行為の排除と処罰という動きは、外資系企業にとっても大きなインパクトであるといえる。

## おわりに

今回の「意見」は、主として全国统一市場を構築するためのルールを統一し、市場システムの確立を図るとともに、全国统一市場の構築を妨げる不当な市場競争、市場介入行為を除去し、規範化するという内容であり、全体的に網羅的な内容となっているが、中国の最高機関によって採択されたものであり、そのインパクトは大きい。

今回の「意見」採択後、既に中国政府は全国统一市場の構築に関する調査と点検を行い、実施状況の確認を行っている。また問題点が指摘されていた外資導入ネガティブリストの削減も発表されている。また、公正競争を確保するため、独占禁止法（反壟断法）が今回の「意見」採択後と時を同じくして大改正が行われている。このように、今回の「意見」の内容に沿って、全国统一市場の構築を加速するための各種施策・措置がとられてきている。

日中経済関係の一層の発展からみても、上記のような全国统一市場の構築に関する各種施策・措置の動向を注視することは必要なことであるが、特に注目すべきことの一つは、中国市場において、公正な市場競争や市場参入の環境が実態としていかに整備されているか、また文章化されている法律や規則が作成されていても、その実効性や公正性がいかに担保されているかということである。この点の考察については、今後における研究課題として残されている。

## 注

- 1 「改革・開放30年で最も影響力のあった30の重要な出来事」(中)『チャイナネット』(中国网)、2008年3月3日及び「この30年の経済成長に影響を与えた重要な出来事」、同上、2008年10月19日。
- 2 本決定の内容は、「2003年十六届三中全会：完善市场经济体制、转变政府职能」『中国网 中国政协』(来源：新华社)、2013年11月4日に詳しく紹介されている。本稿の記述もこの資料によっている。
- 3 本決定の内容については、「中共中央关于全面深化改革若干问题的决定」『中央政府

门户网站』(来源:新华社)、2013年11月15日に示されており、本稿の記述もこれによっている。

- 4 本要綱の概要については、鷲尾(2023)、pp.2-5参照。
- 5 「中共中央 国务院关于加快建设全国统一大市场的意见」は、2022年3月25日に採択されているが、その全文は中华人民共和国中央人民政府により、2022年4月10日、新华社通信で報じられている。本稿もこれによっている。
- 6 「中国の全国统一大市场とは一体何か」『人民日报海外版 日本月刊』、2022年5月19日。
- 7 『新浪网』によれば、国家市場監督管理総局は11件の市場独占事件と2件の行政権濫用排除事件を含む13件の競争制限案件を発表し、市場独占、行政権濫用に対する規制を強化していることを報じている(「破除行政性垄断护航公平竞争」『新浪网』(sina.co.cn)、2023年6月3日)。
- 8 詳しくは、中华人民共和国中央人民政府の発表による「推动全国统一大市场建设取得实质性进展」(来源:新华社)、2023年6月5日参照。
- 9 「外資参入ネガティブリスト、さらに削減へ 中国商務部」『新華網日本語』(jp.xinhuanet.com)(新華社)、2023年6月11日。
- 10 日本貿易新興機構「中国商標法改正草案のポイントについて」『ジェトロ ビジネス短信』、2023年3月22日(原出所『新华网』、2022年7月22日)。
- 11 「中国、日本企業と酷似の会社罰金」『共同通信』、2023年5月27日。

## 参考文献

- 関志雄(2023)「中国における生産要素の市場化改革—労働力・土地・資本・技術・データの流動化に向けて—(改訂版)」独立行政法人 産業経済研究所 Policy Discussion Paper Series 22-P-020、pp.1-24。
- 刘志彪(2022)「以“同产业”平等推进全国统一大市场建设」『南方经济』(广东省社会科学院 广东经济学会)、No.8、pp.1-9。
- 余 森(2023)「建设全国统一大市场目标下的行政垄断规制」『产业与科技论坛』(河北省科学技术协会)、No.04、pp.26-28。
- 王晓东・张昊(2023)「构建全国统一大市场中的地方政府经济行为优化」『中国行政管理』(中国行政管理学会)、No.04、pp.130-136。
- 鷲尾紀吉(2023)「中国『双循環新發展格局』の政策展開」『國際經營論集』(神奈川大学経営学部)、第65号、pp.1-16。